

事故を起こしてしまったら、すぐに見てね。

(このパンフレットを車検証とともにつねに車に保管してください)

事故現場ですぐにする事

- 1 ケガをされた方がいたら救護を(症状が重い時は動かさない)
- 2 他の交通からの安全確保(事故車を安全な場所へ)
- 3 警察への事故連絡
- 4 相手側への氏名・連絡先・車両ナンバー等を確認
- 5 事故状況やメモを写真撮影等で記録する(目撃者がいれば氏名・連絡先を確認)
- 6 口頭・文書にて具体的な賠償約束(先行示談)をしない

直ちに共済へ連絡をする

生協契約車両(個人車両)の事故の場合

職場の事故受付担当者へ事故連絡(平日午前9時~午後5時)

土・日曜、祝祭日、年末年始、夜間(平日午後5時~翌日午前9時)の連絡は
事故受付カードまたはフリーダイヤル(0120-258459)(携帯電話OK)

公有車両の事故の場合

所属の上司へ事故連絡

(連絡を受けた上司は職場の共済担当者へ直ちに事故連絡をする)

共済側が賠償事故(人身・物損)の全てを示談解決まで対応いたします。

対応においては解決方針の説明と打ち合わせをし、早期解決に努めます。

(注1) 先行示談をされますと共済金の支払額にて全て解決できないこともあります。

(注2) 円満な解決には加害者として相手に対するお見舞いの心が大切です。

『事故相談安心サービス実施中』

「もらい事故」(相手側から賠償を一方的に受けるだけの事故)あるいは具体的な交通事故にまつわる事もお気軽にご相談ください。

自動車共済サービス近畿センター

〒604-8383 京都市中京区西ノ京小堀町2-10 立花ビル5F

Tel 075-822-0997 Fax 075-822-0998 査定専門員 西村 吉之